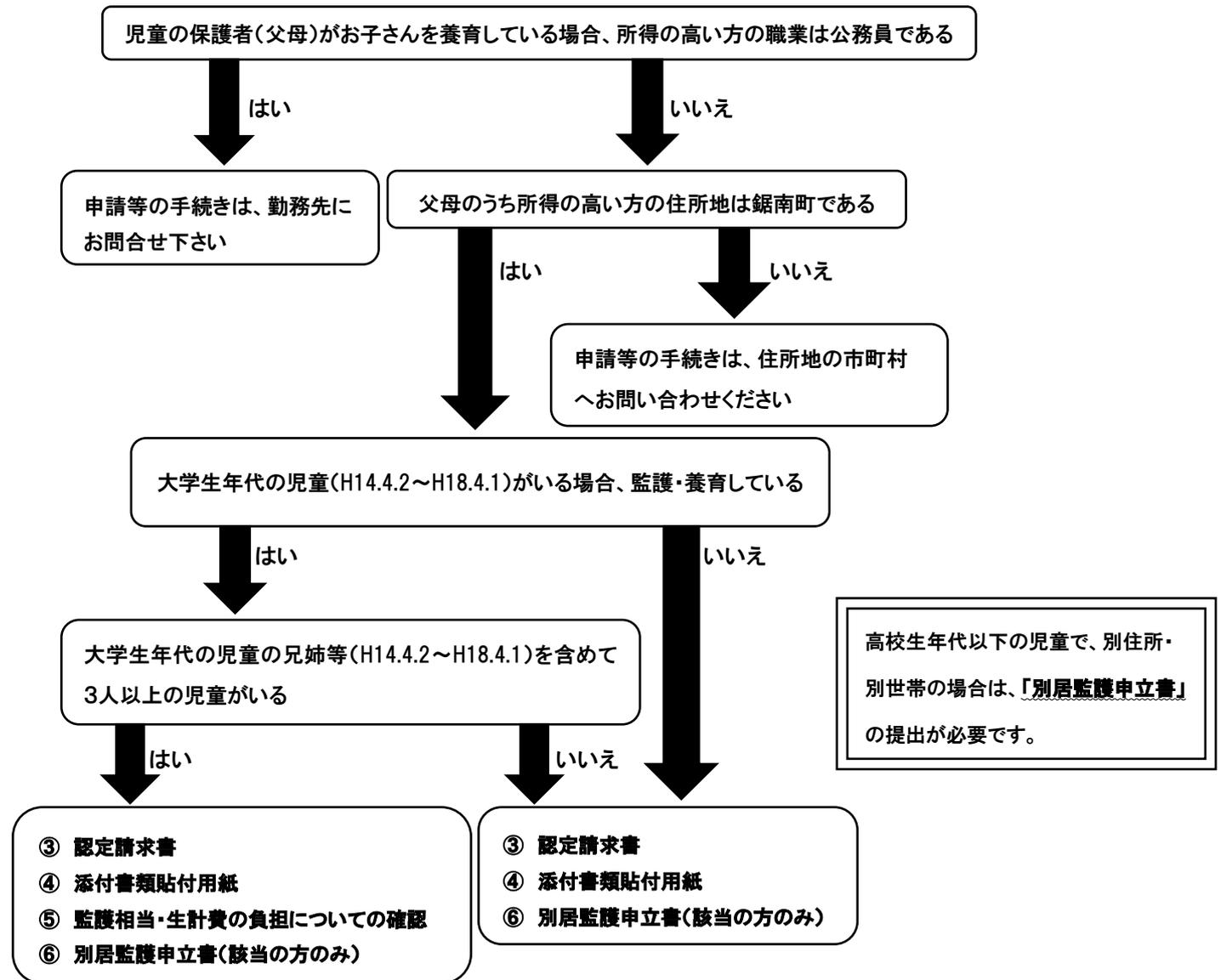


《 児童手当申請手続き確認フロー 》

鋸南町から児童手当を受給していない方に伺います。



送付した書類のうち提出が必要なもの (○が提出必要、×が提出不要です)	・高校生年代(18歳年度末まで)の児童のみ養育している方 ・所得上限超過により手当を受給していない方	・児童に大学生年代の兄弟(18歳から22歳年度末まで)と合わせて3人以上の児童がいる方
①児童手当申請のお知らせ		×
②【別紙】申請・届出書類のご案内		×
③認定請求書		○
④添付書類貼付用紙		○
⑤監護相当・生計費の負担についての確認書	×	○
⑥別居監護申立書※18歳年度末までの児童と別居している場合必要です。		(○)

申請・届出書類のご案内

裏面の確認フローや、送付書類の一覧などをご確認いただき、該当する関係書類の提出をお願いします。

1. 公務員の方、鋸南町外に住民登録がある方

鋸南町での申請は不要です。

お手続き等は勤務先や住民登録地へお問い合わせください。

2. 令和6年10月以降に新規で申請をする方

- (1) ・高校生年代(16歳から18歳年度末まで)の児童のみを養育している方
・所得上限を超過し受給をしていない方
- (2) ・大学生年代(18歳から22歳年度末まで)の兄弟と合わせて3人以上の児童がいる方

	対象者	提出書類
(1)	高校生年代(16歳から18歳年度末まで)のみの児童を養育している方 所得上限を超過し、手当を受給していない方 ※高校生年代までの児童と別居している方は、別居監護申立書が必要です	③児童手当認定請求書 ④添付書類貼付用紙 ※⑥別居監護申立書
(2)	大学生年代(H14.4.2～H18.4.1)の兄弟等がいて、その子と合わせて <u>3人以上の児童</u> がいる場合 ※高校生年代までの児童と別居している方は、別居監護申立書が必要です	③児童手当認定請求書 ④添付書類貼付書類 ⑤監護相当・生計費の負担についての確認書 ※⑥別居監護申立書

注:大学生年代(H14.4.2～H18.4.1)の児童がいる場合、保護者が監護・生計を負担している場合は多子カウントの算定対象となります。

※上記に該当しない方や、特別な事情がある児童などご不明な点がある場合は保健福祉課へお問い合わせください。